

マイナ保険証を使うと便利です！

お知らせ

国民健康保険 高額療養費制度のお知らせ



問 国保医療課国保係 [内線122~125]

同じ月内で医療機関に支払った自己負担額(保険適用外を除く)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給します。なお、支給時期は、医療機関から当市に送られてくる診療報酬明細書(レセプト)を確認した後になるため、診療を受けた月から最短で2~3か月後となります。

自己負担限度額は、毎年8月に世帯の前年の所得によって判定されます。

〈申請に必要なもの〉

- 国民健康保険被保険者証
- 本人確認ができるもの
- 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- 医療機関の領収書
- 振込先となる世帯主の預金通帳(写し可)

〈高額療養費の計算方法〉

● 70歳未満の方

同一世帯で同じ月内に、受診者・医療機関ごと(入院・外来、歯科ごとに分けます。薬局分は処方医療機関分の医療費に合算します)に計算して21,000円以上の支払いが複数あった場合等、それらを合算し、自己負担限度額を超えていた場合、高額療養費の対象となります。

● 70歳以上の方

同じ月内に支払った医療費を合算して自己負担限度額を超えている場合、高額療養費の対象となります。

なお、70歳未満の同一世帯員の医療費を合算する場合は、自己負担限度額は70歳未満の区分が適用されます。

マイナ保険証を利用することで、限度額適用・標準負担限度額認定証の事前の手続きがなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。



申請の際は健康保険証と医療費受給者証をお忘れなく

お知らせ

北斗市の医療費助成制度について



問 国保医療課医療給付係 [内線122~125]

申請いただくと、下記の通り医療費を助成する制度があります。

(自費分や予防接種、検診等は対象外。申請場所は市民課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所です)

制度名	対象	備考
子ども医療	・ 満18歳の年の年度末までの方	
ひとり親家庭等医療	・ 満18歳の年の年度末までの子 ・ その子を扶養するひとり親家庭等の父または母	18歳を過ぎた子が学生・未就労で父または母の扶養を受けている場合、申請により満20歳に達する月の月末まで
重度心身障がい者医療	以下のいずれかに該当する方 ・ 身体障害者手帳1級~4級 ・ 療育手帳A・B・IQ65以下 ・ 精神障害者手帳1級	65歳以上で一定の障がいをお持ちの方の場合、後期高齢者医療制度への加入が要件

Q 受給者証が使用できない例は？

- A
- ・ 他の医療費助成の対象となった(2つ以上の医療費助成を重複して受けることはできません)
 - ・ 受給者証の有効期間を経過した
 - ・ 資格喪失の届出をした
 - ・ 交通事故など第三者行為による治療を受けるとき
 - ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付金などの他の公的制度的対象となる治療を受けるときなどがあります。

Q 変更の届出が必要な場合を教えてください。

- A
- ・ 転職などにより健康保険証が変わった
 - ・ 転居や転出で住所が変わった
 - ・ 世帯の状況が変わった などです。

※届出の内容により、別途書類等が必要な場合があります。
※ひとり親家庭等・重度心身障がい者の医療費助成を受けている方には、7月中旬に新しい証をお送りしています。届いていない方は、お問い合わせください。